

平成29年12月25日

三重県議会議長様

会派名 草の根運動いが

会派代表者名 稲森稔尚

質問者名 稲森稔尚



文書質問書

三重県議会基本条例第14条の2の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出いたします。

1 質問項目及び内容

災害リスクが高い「要配慮者利用施設」における避難確保計画の作成状況等について

(1) 水防法の改正(平成29年6月)に伴い、洪水や土砂災害のリスクが高い区域内に所在する施設として、市町が指定した「要配慮者利用施設」においては、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化され、国は、これらについて関係機関と連携して、2021年までに100%の実現を目指すこととしている。

平成29年12月の新聞報道によれば、本県にある「要配慮者利用施設」の避難確保計画の作成率は、平成29年3月末時点で14.5%(国土交通省調べ)にとどまるとしているが、現時点における同計画の作成率(%)と避難訓練の実施率(%)を明らかにされたい。

(2) 平成29年12月6日の関連質問に対する答弁では、厚生労働省が作成を求めている非常災害対策計画を有している特別養護老人ホーム等の割合は65.5%で、避難訓練の実施率は49.9%のことであった。

このうち、洪水や土砂災害のリスクが高い区域内に所在する施設として、市町が「要配慮者利用施設」に指定した特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設における避難確保計画の作成率と避難訓練の実施率を明らかにされたい。

(3) 避難確保計画の作成率及び避難訓練の実施率の向上を目指し、県はどのような支援を行っていくのか明らかにされたい。



2 質問の趣旨及び理由

近年、全国各地で洪水等の災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」等を実現するため、平成29年6月に水防法が改正され、「要配慮者利用施設」は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられた。

「要配慮者利用施設」は、高齢者福祉施設だけにとどまらず、障害者福祉施設、保育園、幼稚園、学校、病院等が含まれており、それらの施設利用者の命を守るためにも、避難確保計画の作成等は、喫緊の課題である。

なお、平成29年12月6日の関連質問においては、水防法に義務づけられた取組状況に係る答弁について、部局間の調整が不十分であったと考えることから質問する。

3 回答を求める者

知事

